

ID: 289

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町簡易水道事業給水条例 第22条第1項		
例規番号	平成17年条例第159号		
<p>【根拠条文】 (料金の支払義務) 第22条 水道料金(以下「料金」という。)は水道使用者等から徴収する。 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第23条の規定による。 (料金) 第23条 料金は、別表第3に定める基本料金と超過料金との合計額とする。 2 町長は、前項に規定する料金の決定については、八頭町上下水道運営審議会に諮問し、八頭町上下水道運営審議会の意見を尊重しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日